

関市自転車活用推進計画庁内調整会議設置要綱

(設置)

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づき、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、庁内関係課での情報共有、調整及び連携を図り、併せて自転車活用推進計画（以下、「計画」という。）を策定・推進するため、関市自転車活用推進計画庁内調整会議（以下、「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 自転車活用推進計画の策定に関すること。
- (2) 自転車活用施策の推進に関すること。
- (3) 関市自転車活用推進協議会との連携に関すること。
- (4) その他自転車の活用に関すること。

(主宰及び組織)

第3条 調整会議の構成員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てるものとする。

- 2 調整会議は、基盤整備部長が必要に応じて招集し、その運営に当たる。ただし、基盤整備部長に事故あるときは、基盤整備部参事がその職務を代理する。
- 3 基盤整備部長は、必要があると認めるときは、調整会議の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第4条 調整会議の職務を円滑に推進するため、調整会議の下に作業部会を置く。

- 2 作業部会の部会員は、別表2に掲げる課の長の推薦により、その所属する職員をもって充てるものとする。
- 3 作業部会は、土木課長が必要に応じて招集し、その運営に当たる。
- 4 土木課長は、必要があると認めるときは、作業部会の部会員以外の者を部会に出席させることができる。

(庶務)

第5条 調整会議及び作業部会の庶務は、基盤整備部土木課が行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

職 名
市長公室長
健康福祉部次長
協働推進部長
市民環境部長
産業経済部長
基盤整備部長
基盤整備部参事
教育委員会事務局長
危機管理課長
市民健康課長
スポーツ推進課長
環境課長
観光課長
都市計画課長
教育総務課長

別表 2（第 4 条関係）

課 名
秘書課
危機管理課
スポーツ推進課
市民健康課
環境課
観光課
都市計画課
教育総務課